

○汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十一条第一項及び第二十五条第一項の規定に基づき、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定したので、第十一条第三項及び第二十五条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

一 汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定した年月日

平成二十三年十二月二十八日

二 汚染廃棄物対策地域の区域及び除染特別地域の区域

イ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二十キロメートル圏内の区域

ロ 葛尾村、浪江町及び檜葉町の区域（イに掲げる区域を除く。）

ハ 南相馬市の区域（原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに同市内国有林磐城森林管理署二〇〇四林班から二〇八七林班まで、二〇八八林班の一部、二〇八九林班から二〇九一林班まで、二〇九五林班から二

○九九林班まで及び二一三〇林班の区域に限り、イに掲げる区域を除く。）

ニ 飯舘村の区域

ホ 川俣町の区域（山木屋並びに同町内国有林福島森林管理署一六一林班から一六五林班まで及び一六七林班の区域に限る。）